

## 山形県公共調達評議委員会傍聴規程

会議を傍聴する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手や発言その他の方法により、言論に対して賛否を表明しないこと。
- 2 はち巻やたすき等の着用及び旗、プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- 3 報道機関の記者等特に認められた者を除き、会場において写真やビデオ等の撮影及び録音をしないこと。
- 4 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- 5 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、会場内では通話しないこと。
- 6 その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となるような行為をしないこと。
- 7 退場の命令その他の委員長の措置に従うこと。

山形県公共調達評議委員会